

(五)大学院における教育・研究指導の内容・方法と条件整備

1.教育・研究指導の内容等

A.文学研究科

A-1.英文学専攻

(1)教育課程

a. 教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連

現状の説明

文学研究科英文学専攻の教育課程及び理念・目的は、文学部英文学科及び外国語学科英語専攻を基盤として成り立っている。英文学科の英米文学は、大学院でそのまま「イギリス文学専修部門」、「アメリカ文学専修部門」として引き継がれて、小説・詩・劇・文化(文化論)の諸ジャンルにわたる英・米の作家とその作品を研究対象として、作品の中に込められた作家の人生・自然・社会への洞察と英知の表現、また真理や思想の探究のより高度な過程を修得させる。また、英語専攻については、英語学、コミュニケーション学、ビジネス英語の3つの分野(コース)のうち、英語学とコミュニケーション学の2コースが「英語学専修部門」として大学院で引き継がれて、単に語学としての英語だけでなく、コミュニケーション学の分野を含めて、より幅広い視点から英語を学び、異なる文化、価値観、行動様式に対する理論的、かつ実証的理解の仕方を修得させる。英文学専攻のそれぞれの部門の共通の基盤となるものは、英語とら言語の運用能力と、その言語の意味と機能に対する深い知識と洞察であることは自明の理である。

点検・評価 長所と問題点

学校教育法、大学院設置基準の各関連条文との関連性についてはその趣旨に添うよう留意しながら、充実した教育課程が実施されているという評価を下し得るが、社会の国際化、異文化交流の日常化、価値観の多様化といった時代の趨勢を考慮する時、本専攻において念頭に置き、対処しなければならないことの一つは、社会の要請、とりわけ次代を担う若き学究の徒の要求に応える教育課程を提供することであろう。コミュニケーション学は、近年関心を集めている学問の一つである。本専攻においてコミュニケーション学を専修したい学生は入学時に英語学専修部門を選択することになっているが、現行の募集要項にはコミュニケーション学が一専修部門でないためにその表記はなく、出願者は『学生募集要項』の講義内容によって初めて分かるようになっている。英語学専修部門から分離したコミュニケーション学専修部門を設置することによって、入試問題も別個になり、英語学、コミュニケーション学それぞれを専修したい出願者にとって受験の負担が軽くなるだけに、出願者の数も増加を期待できるであろう。また、英米の文学専修部門についても、従来から行われてきたテキスト(研究や作家に関する「人と作品」研究等のいわゆる伝統的な文学研究に加えて、文学作品を生み育んできた時代や地域に関する文化研究にも言わば学際的見地から取り組む姿勢が、学部の場合と並行して大学院でも求められている。

将来の改善 改革に向けての方策

現在、「英語学専修部門」の中で一科目として教えられているコミュニケーション学は、既に「理念・目的・教育目標」の項目でも触れ、また、上の、でも触れた通り、現代社会全体の急速な国際化と情報化に応じて大学・大学院での研究・教育の需要が高まり、最も注目されている学問の一つであり、この科目の理論と応用を研究目標にして大学院に入学してくる学生は増えている。これらの傾向に応じて、コミュニケーション学を本専攻の中で一専修部門、「コミュニケーション学専修部門」として独立させることを検討すべき時期に来ていると思われる。また、「英文学専攻」の名称について、本専攻の教育課程の実

質にあった名称を早急に検討すべである。

b. 「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」とら修士課程の目的への適合性

現状の説明

本専攻の修士課程を修了した者は、その目的に掲げられている「専攻分野における研究能力」を身に付けて博士後期課程に進学したり、あるいは「高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力」を身に付けて高等学校教諭専修免許状(教科: 英語)を取得した教員として高等学校等に就職し活躍しており、修士課程の目的は果たされている。2001年度についてそれぞれの部門の講義概要を述べると、イギリス文学専修部門では、2名の教員によってシェークスピアを中心として劇文学を、エリザベス朝及び20世紀初期の作品を通して研究し(演習2、特殊研究2で合計12単位)、アメリカ文学専修部門では、2名の教員によって19世紀及び20世紀のアメリカの小説研究が行われた(特殊研究2で合計4単位)。また、英語学専修部門では、2名の教員によって英文法研究と認知言語学及び文法の統語論が取り上げられ(演習1、特殊研究2で合計8単位)、コミュニケーション学関係として、2名の教員によって対人コミュニケーション学とコミュニケーション研究方法論が取り上げられた(演習1、特殊研究2で合計8単位)。

点検・評価 長所と問題点

前期博士課程においては、学生はそれぞれの専修部門から、指導教授の演習4単位以上、特殊研究2単位以上を含む、16単位を必ず修得しなければならないこと、また、学位論文提出予定の学生は、その1年前までに専修部門の8単位を含む合計16単位以上を修得しなければならないこと、そして、2年以上の在学期間で30単位以上を修得しなければならないことという履修指導を受ける。2001年度については、アメリカ文学専修で単位未修得の学生がいなかったため、開講講義数が特殊研究2つに留まった。全体として、講義概要を見ても、学生が指導教授の演習と特殊研究の講義を中心として、それぞれの専攻分野における高度の研究能力を身に付ける体制は整っていると見てよいだろう。「高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力」とら大学院設置基準第3条第1項の条文の「能力」を、高等学校教諭専修免許状(教科: 英語)を取得した教育者としての「資質」と認識するのが最も一般的であるが、「専修免許状」を取得しようとする場合、教育職員免許法及び教育職員施行規則に定める所要の単位として、修士課程のカリキュラムの中から認定される科目24単位がある。しかし、それらの科目は必ずしも教育者養成に直接関連した科目とは言い難い。

将来の改善 改革に向けての方策

高等学校教諭専修免許状を取得したい者のための特別の科目、例えば「英語教育」等、教育者の資質養成の科目が大学院で供給できないだろうか。大学等の教員を目指しても就職が厳しい最近の情勢の中で、高校の教員になる前期課程修了者の比率は高く、それだけに上述(参照)した点を踏まえた対応が望まれる。

c. 「専門分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」とら博士課程の目的への適合性

現状の説明

本専攻の博士後期課程の単位修得終了者は、その目的に掲げられている「高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識」を身に付け、大学、短期大学、高等専門学校等に就職し、研究者・教育者として活躍しており、博士課程の目的は果たされている。2001年度の博士後期課程の講義概要を述べると、アメリカ専修部門では、小説家フォークナーとフィッツジェラルドの文学とそれを生み出した文化の研

究(研究指導 1、4単位)、英語学では、認知言語学と周辺分野との関わりの研究(研究指導 1、4単位)が行われた。

点検・評価 長所と問題点

博士後期課程では、学生は学位論文作成等の指導を専修部門の指導教授から受けること、専修科目の研究指導を週1コマ以上受け、各学年に4単位、合計12単位受けることとなっているが、通常、前期課程から引き続き指導を受ける同じ指導教授の指導のもとで、研究者として必要とされる高度の能力を養成されていると評価して良いだろう。大学院設置基準第3条第1項の条文と同じく、「高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力」と第4条第1項で述べているにもかかわらず、教育能力の養成には何ら触れられていない。

将来の改善 改革に向けての方策

前項 b. の で述べた検討事項をここでも繰り返したい。大学の採用人事の公募の文に、選考の過程で授業のプレゼンテーション(模擬授業)を課すことを記した大学が、最近目につくようになった。つまり、教育者としての資質も査定すべきであるという傾向が感知される。

d. 学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係

現状の説明

当該学部の学士課程における教育内容は、英文学科においては英米文学、外国語学科英語専攻において3つの分野(コース)、すなわち英語学、コミュニケーション学、ビジネス英語である。既に(1)教育課程 a. の項目で述べたが、これらのうち、イギリス文学、アメリカ文学、英語学及びコミュニケーション学が大学院で引き継がれ更に高度な内容が教えられている。ただし、コミュニケーション学は、「英語学専修部門」の中の一科目として位置付けられている。

点検・評価

学士課程における教育内容が引き継がれて、大学院研究科では更に高いレベルの専門的知識を修得すべく緻密な教育・研究が行われており、両者の関係は適切であると評価できる。ビジネス英語が、文学と語学の研究を中心とする当専攻では教育内容の枠外になっているのは、やむを得まい。

長所と問題点

大学院で講義されることが望ましい分野・教育内容が、その分野を専門とする専任教員がまだ大学院担当でないために、開講されていないという問題点がある。

将来の改善 改革に向けての方策

どうしても必要と思われる分野・教育内容に欠員がある場合は、当面、非常勤で補充せざるを得ないであろう。

e. 修士課程における教育内容と、博士(後期)課程における教育内容の適切性及び両者の関係

現状の説明

「英語学専修部門」において英語学とコミュニケーション学が担当教員の指導のもと、学生が自立して研究活動を行う能力の養成を目指して、一貫した教育内容が盛り込まれている。イギリス文学とアメリカ文学の専修部門については、担当者未定のため開講されていない。特に、イギリス文学は、開講せずが1992年度より続いている。

点検・評価 長所と問題点

英語学専修部門」は問題ないが、イギリス文学とアメリカ文学の専修部門については、修士課程における教育内容が、当面、博士(後期)課程における教育内容を見据えた形では捉えられない。

将来の改善 改革に向けての方策

両課程において一貫して系統的な教育指導体制が促進され、その適切性を確実なものにする方策は、指導教員の補充・充実しかない。近年度中に、一人でも多くの担当有資格者が出るように、お互いに切磋琢磨しなければならない。

f.博士課程(一貫制)の教育課程における教育内容の適切性

現状の説明

本大学院では、『大学院学則』第3条に定めているように、博士課程を前期と後期に区分しており一貫制は行っていない。したがって、入試も博士前期課程と後期課程、それぞれにおいて行われている。

点検・評価 長所と問題点

いずれの専修部門においても、前期課程と後期課程で同一の教授のもとで指導が一貫して行われることが普通である。ただし、前期課程の演習担当教授が、まだ後期課程の担当資格を持たないため、後期課程に進学した学生が別の指導教授の下で違った分野の研究を余儀なくされることがある。

将来の改善 改革に向けての方策

一貫制を採るためには、当然、十分な教員組織・体制が必要である。

g.課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

現状の説明

博士後期課程の入学者は、専修科目を一つ選択し、指導教授から週1コマ以上の研究指導を受け、各学年に4単位、合計12単位を修得する必要がある。博士論文提出希望者は、2年以上後期課程に在学し、研究指導を受けることによって提出できるが、博士論文提出計画書を作成し、実際の論文提出時の1年前までに、指導教授に提出して承認を受けておく必要がある。博士後期課程の単位修得退学者は、後期課程設置以来、本専攻ではかなりの数に上るが、博士号の学位を授与された者はまだ出ていない。

点検・評価 長所と問題点 将来の改善 改革に向けての方策

教育システム・プロセスの適切性を評価する段階に、まだ達していない。課程博士の学位授与者を早輩出すべく、そのための教育システム・プロセスの有効性、適切性を色々な角度から検討する必要がある。

(2)単位互換、単位認定等

a.国内外の大学等と単位互換を行っている大学院研究科にあっては、実施している単位互換方法の適切性

現状の説明

国内の他大学院との単位互換は現在検討中であり近々(早くて2002年度)実現する見通して、4単位まで認める方針である。一方、本学文学研究科においては、英文学専攻、フランス文学専攻、国際文化専攻の間で、それぞれ他専攻の授業科目から演習担当教員及び当該授業科目担当教員の許

可を得て履修し、8単位以内に限り修了要件単位として既に認められている。また、外国の大学院に本学大学院生が留学した場合、「外国の大学に留学する学生の取り扱いに関する内規」という学部の内規を準用して、10単位まで単位換算が認められる。しかし、外国の大学院との交流協定に基づく単位互換の制度は、まだ開拓されていない。

点検・評価

学内、国外(の場合は単位換算)の大学院との間で実施され、国内もやがて実施される見通しであり評価できる。

長所と問題点

外国に留学する大学院学生に対して、学部の内規準用によって10単位まで単位換算が認められるが、博士後期課程の場合、修得単位12単位のほとんどを外国で修得することになる。国内外の大学及び学内の他専攻との単位互換を合計すると、22単位まで可能になる。

将来の改善・改革に向けての方策

博士後期課程の場合、単位換算が全体の修得単位に占める率が高すぎ、この点は早急に検討し直す必要があるのではないか。

(3)社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

a.社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

現状の説明

このところ、毎年、社会人学生を受け入れ(2001年度は5名の入学者のうち、2名が社会人)、特に時間割の作成において、土曜日以外は学生の希望があれば夕方6時以降に授業が行われ、受講しやすくする配慮をしている。したがって、一般の学生との混合クラスの場合、基本的に社会人学生の方に合わせている。外国人留学生の受け入れはまだない。

点検・評価

社会人学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮は、担当教員の協力により順調に行われている。

長所と問題点

社会人学生と一般入試で入学する学生との間で、学力の差があり得ることはやむを得ず、混合クラスは教育研究指導のうえで難しい面があるが、できる限り、学力差が問題にならないようにテキストの選択や指導方法を工夫している。純粋に専門的知識のレベルアップや生涯学習の一端として知的要求を高めるために、年齢・職業とも様々な社会人が大学院で学ぶことは、若い院生や指導教授にも活力を与えている。

将来の改善・改革に向けての方策

今後、いろいろな事例をみて、改善すべき問題があれば検討したい。

(4)研究指導等

a.教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた研究指導の適切性

現状の説明

『大学院文学研究科履修指導』が定めるところにより、博士前期課程の場合、学生は1年次の前期終

了時に、それぞれ入学時に選択した専修部門の演習担当教員1名を指導教授として選び、学位論文の作成、その他研究上の指導を受ける。指導教授から履修すべき単位は「演習」4単位以上、「特殊研究」2単位以上である。学生が所属する専修部門の単位は、指導教授の最低6単位を含めて16単位以上を必ず修得しなければならない。修了に必要な30単位のうち、1年目でできる限り20単位を修得し、残りの10単位を修士論文に取り組み2年目で取り、それだけ集中的に論文執筆に取り組みよう指導している。また、指導教授は、演習を中心とした授業を通して、学生にとって最大の目標である学位論文の完成の指導者として、学生の研究の進展を把握する必要上、両年度にわたって、指導教授の演習を必ず受講するよう指導している。博士後期課程の場合、学生はそれぞれ入学時に選択した専修科目の研究指導教授から、学位論文の作成、その他研究全般に亘って指導を受ける。前期課程の演習にあたる「研究指導」を、週1コマ以上、各学年に4単位、合計12単位修得しなければならない。

点検・評価 長所と問題点

特にイギリス文学とアメリカ文学を専修する学生は、その部門の担当教員数が少なく、したがって講義内容の選択の余地も限られているが、それは同時に、専修部門の必要単位の修得も容易でないこと、他専修部門から単位の修得を余儀なくされることを意味している。

将来の改善 改革に向けての方策

担当有資格教員の補充によって教育課程の展開を充実させ、研究指導の体制作りをしなければならない。

b. カリキュラムの趣旨・内容を具体的に実現するための研究指導の適切性

現状の説明

英文学専攻のイギリス文学専修、アメリカ文学専修、英語学専修、それぞれの専修の担当教員は、自己の専門分野のそれまでの研究成果を踏まえ、その分野の学会の動向にも留意しながら、研究指導に当たっている。それがカリキュラムの趣旨を生かし、内容を授業の中で具体的に実現することに通じている。

点検・評価 長所と問題点

カリキュラムに添った学生の研究テーマを絶えず把握しながら、それをできる限り発展させるうえで、担当教員の研究指導が良き導き手となれば、その指導は適切である。

将来の改善 改革に向けての方策

本専攻の学生達が自主的に運営している「英語英文学研究会」が、修士論文に取り組んでいる2年次生を中心として、毎年夏休みの後半に研究会を開催し、専修部門を越えて研究発表及び質疑応答の場を持っている。お互いに刺激し合える有意義な機会になっているが、指導教員の出席はほとんどない。指導教員にとっては、カリキュラムの趣旨・内容を具体的に実現するための研究指導が適切に行われているかどうかを同僚の指導教員と共に見定めるうえでも、貴重な機会であり、多数の教員の積極的な参加が可能になるよう教員の側から検討すべきであろう。

c. 指導教員による個別的な研究指導の充実度

現状の説明

指導教員は授業時間以外に、必要に応じて適宜、学生への個別的な研究指導の機会を設け、学生の質問に答えたり、研究に必要な資料・情報を提供している。

点検・評価 長所と問題点

学生の熱意が大切で、それが指導教員の研究指導の熱意を誘い、充実度はより高くなる。究めて少数の学生を相手に行われる大学院の教育・研究の効果は高く、個別的な研究指導の大切さは計りしれない。

将来の改善・改革に向けての方策

いわゆるオフィス・アワーを設定して、学生が入室しやすくしてはどうか。学部の学生用と兼ねてよいと思われる。

A - 2. フランス文学専攻

(1)教育課程

a. 教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連

現状の説明

文学研究科フランス文学専攻における教育課程の編成は、近現代文学とフランス言語学が中心となっており、専任教員6名に加え、適宜外国人非常勤講師の授業科目を提供している。

点検・評価 長所と問題点

この編成は、フランス文学専攻が掲げる理念・目的に鑑みて、格別の齟齬はない。しかし、国際情勢の変化に伴うフランス学の進歩や多様化を前にして、いささか従来の意味での文学・語学に局限されているくらいではない。より社会あるいは世界に開かれた教育課程の工夫があつてしかるべきであろう。

将来の改善・改革に向けての方策

本フランス文学専攻の教育スタッフが学部との兼担であることを考えれば、将来の改善・改革への布石は学部のフランス語専攻における人事にあると言わなければならない。実際、現在の大学院担当教員のうち2名が2001年度末と2002年度末に退職予定であるが、その後任人事は学部レベルで行われるため必ずしも大学院担当教員の補充には連携していない。しかし、学部のフランス語専攻において2002年からは文学・語学分野以外の研究者(社会学・歴史学)を迎えることになっており、これが、近い将来、大学院フランス文学専攻における教育課程の充実・多様化の契機となることは明白である。あるいは、更に将来的には、フランス文学専攻がより幅の広い「フランス学」更には「ヨーロッパ学」というような新たな専攻へ発展解消していくプロセスも頭に描いておかねばならない。

b. 「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性

現状の説明

フランス文学専修部門では、専任教員4名がフランス文学特殊研究 ～ (各2単位)及びフランス文学演習 ～ (各4単位)を担当し、17世紀の演劇、19世紀・20世紀の小説・評論等を主たるテーマとしている。フランス語学専修部門では、専任教員2名がフランス語学特殊研究 ～ (各2単位)及びフランス語学演習 ～ (各4単位)を担当し、統語論、意味論、レトリック、日仏対照研究等を主たるテーマとしている。このように、比較的多様な授業科目を専任教員6名で提供しているが、更に外国人非常勤講師1名ないし2名がフランス文学特殊研究 ・ (各2単位)を担当し、Commentaire de textes

littéraires (文学テキスト注解)による読解力強化を図っている。博士前期課程修了には、2年以上在学し30単位以上を修得しなければならないが、フランス文学専攻では学生数に応じて提供授業科目数を抑えているため、学生は文学・語学の別なくほぼすべての授業科目を履修している。また、学位論文提出のためには、課程終了予定の1年前の学期末までに16単位以上を修得しておかねばならない。

点検・評価 長所と問題点

教育課程としては、学生の学識を高め、高度の研究能力を養うに十分であると思われる。しかし、現在提供されている授業科目は、文学・語学という観点からすれば多様であるにしても、ヨーロッパの再編が進む中でフランス社会・文化全般を見渡す広い国際的視野を持つ人材の養成という観点からすれば、やや偏狭に過ぎるかもしれない。また、すべての研究の基礎となるべきフランス語運用能力そのものも、フランス語を大学入学後に初めて学び始めたものが大半であり、大学院入学時では研究対象のテキスト資料・研究書等を自在に読みこなすというレベルには達していない。そのため、とりわけ1年次では言葉の学習に時間をとられ、研究態勢を整える時期が遅れがちである。

将来の改善・改革に向けての方策

フランス文学専攻博士前期課程における教育課程の編成は、退職者の補充の際の事情に左右されるため、必ずしも確固たる展望をもって展開できるわけではない。しかし、2003年度にはフランス語を母語とする専任教員が大学院担当資格を得る見込みであり、当教員の専門分野(フランス語学)のみならず、フランス文化全般に亘る指導が期待されている。また、学部レベルで文学・語学以外を専門とする教員の任用が今後も続くことが予想され、よ開かれた多様性のある教育課程の構築が徐々に行われていくのではないかと期待される。また、2001年度は、大学院全体で在籍者に対する「大学院の環境調査」というアンケートを実施しているが、その中に開講科目に関する項目があり、その結果等も参考にしていきたい。フランス語運用能力については、それぞれの教員が授業時間以外にもある程度時間を割いて、指導・助言を行っていくべきであろう。また、財政的に可能であれば、外国人講師の授業数を増やしたり、教育・研究支援職員を配備したりすることも考えられる。

c. 「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性

現状の説明

フランス文学専攻部門では授業科目としてフランス文学研究指導(4単位)、フランス語学専攻部門ではフランス語学研究指導(各4単位)が開講されている。しかし、現在までは博士後期課程に進む学生が少ないため、3名の担当教員のうち1名の教員のみがフランス文学研究指導の授業を担当している。博士論文提出のためには、博士後期課程に2年以上在籍し、必要な研究指導の単位を修得していなければならない。

点検・評価 長所と問題点

これまで、指導教員の熱意と努力により、学生も積極的に研究成果を論集等に発表してきており、研究者としての自立・豊かな学識という意味では満足すべきものと評価している。ただし、今後、学生数が急増する見込みはなく、他方、フランス文学・語学の研究者が大学レベルのポストに就くことは年々困難になってきている実状から、現体制の維持を図ることが当面妥当な選択の道であろう。

将来の改善・改革に向けての方策

現在も学生の多くは博士後期課程在籍中にフランス留学を果たし、その研究能力を一層高めている

が、更に、海外で開催される学会や研究会への参加の機会を与えることも考慮中である。また、担当者の1名が2001年度末に退職予定のため、その後任人事を急ぐ必要があるが、幸い博士前期課程フランス文学演習の担当者が2001年度中に博士後期担当資格を取得する見込みである。

d. 学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係

現状の説明

フランス文学専攻は、学部の外国語学科フランス語専攻課程に基礎を置いている。学部ではコミュニケーション・アプローチを適用しており、話し言葉中心の教育システムとなっている。他方、文学・思想等従来の意味で知的内容が盛り込まれたテキストへの学生の関心は、年々急激に薄れつつある。また、教材も映画やインターネットを素材とするものが中心となっており、あるテーマについてまとまった内容を持つ本格的な文章を読み解く能力の低下は、やむを得ない現象と言えるであろう。

点検・評価 長所と問題点

上に述べたような現状から、学部から大学院への連続性は残念ながら、甚だ希薄と言わねばならない。しかしながら、学部ではフランスの大学との間に学生交換留学制度があり、これが格好のモチベーションとなって、優秀な学生には先ず留学を目指して熱心に学業に取り組む姿勢が見られる。これは、大いに評価されるべき点であるが、留学経験者が必ずしも大学院に進学するわけではない。また、留学先での学習も話し言葉が中心であるから、たとえ留学経験がある者でも、大学院で使用される高度に抽象的な研究書や工夫が凝らされた文学作品の解読のために、新たに勉強し直さなければならないという問題点も見られる。

将来の改善 改革に向けての方策

学部における成績優秀者又は留学経験者で大学院進学を望む者には、4年次で必修の「演習」に代えて、「大学院準備コース」のような授業科目を提供することも検討していきたい。また、成績優秀者には大学院への飛び級制度を積極的に勧めることも考えられるが、学部3年終了の段階で大学院レベルのフランス語運用能力及びフランス文化に関する基礎的知識が得られるか否かについては、大いなる危惧を抱かざるを得ない。慎重に検討してから答を出すべき問題であろう。

e. 修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係

現状の説明

博士前期課程の1年次は、17世紀の演劇、19世紀・20世紀の小説・評論、統語論、意味論等を広く学んで、語学・文学のみならずフランス文化全般に関する知識を習得し、2年次における専門的研究及び修士論文執筆のための準備を整える段階として位置付けられている。外国人講師による文学テキスト注解の授業も、同様に、研究活動と修士論文執筆に向けて十分なフランス語運用能力を身に付ける目的で開講されている。博士前期課程の2年次において、指導教員の助言を得て論文題目が決定され、そのために必要な文献収集を行い、論文執筆を開始することになる。この間に、指導教員のみならず他の教員からも指導・助言を受け、論文完成に向けて万全の態勢を整えるわけである。博士後期課程において、研究指導の教員は3年間週1回の授業以外にも日常の接触を怠らず、学術研究の進歩や文化の多様化の動向にも留意しつつ、学位論文作成の支援を行っている。

点検・評価 長所と問題点

フランス文学専攻の在籍者総数が大学院担当教員の人数とほぼ同数という現状から、図らずも少人数教育が実現しており、それぞれの履修生の関心・資質に柔軟に対処することができる。例えば、文学専

修の学生と語学専修の学生が混在する場合、テキストとして小説を取り上げ小説特有の複雑な文体を解説しつつ、限定辞や時制等フランス語学の最難題であると同時に基礎でもある問題を、深く掘り下げている。更に、担当教員の多くは、授業時間以外にも学生の要望があれば適宜研究室にて質問等に快応している。したがって、個々の授業そのものについては満足できるものと思われる。しかし、スタッフの構成上やむを得ぬことながら、1年次では文学専修志望か語学専修志望かにかかわらず、学生は提供されている授業科目を等しく履修しなければならない。これは、広範な基礎知識の修得という意味では長所であるが、反面、専門性が不足するというデメリットがあることも否定できない。事実、2年次における研究方針の確定は遅れ気味であり論文執筆については締め切り間際まであわただしい指導を続けねばならないという事態も生じている。また、今まで何度も触れたように学生のフランス語運用能力不足のため、せっかくの外国人講師による授業がフランス語によるレポート執筆等、書き言葉による表現能力の向上等には十分活かされていないという憾みがある。しかしながら、以上のような問題点を努力で克服した学生が博士後期課程に進むと考えられるから、博士前期課程と博士後期課程との関係には問題ないと思われる。

将来の改善 改革に向けての方策

フランス文学専攻への進学者が少数である限り 授業科目数を増やすわけにはいかず、したがって、1年次では全員がすべての授業科目を履修する以外にないであろう。当面は、専門性の不足を少人数クラスという長所で補っていくことになると思われる。また、学生のフランス語運用能力不足も解決が難しい問題である。入学者選抜方法を考え直して現行よりも要求水準を高めた場合、現在より更に学生数が減少することになる。当面は、個々の教員が可能な限りの時間を割いて、個別に学生の能力を高めるべく努力するより他に方法はないものと思われる。同時に、学部において大学院進学を望む者には、特別な大学院進学準備コースを増設する等の措置が必要となろう。

f.博士課程(一貫制)の教育課程における教育内容の適切性
該当せず。

g.課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性
現状の説明

博士後期課程の学生は、選択した専修科目について指導教授から週1コマ以上の研究指導を受け、年4単位、合計12単位を修得しなければならない。博士論文は、論文提出の1年前までに計画書を作成し、指導教授の承認を得ておく必要があるが、2年以上の指導を受けた段階で提出できることになっている。ただし、フランス文学専攻では現在までのところ博士論文提出者は出していない。

点検・評価 長所と問題点

教育システム・プロセスとしては問題なく評価できる。ただし、フランス文学 語学という外国を対象とした学問分野であるから、現状では、最終的にフランス語圏の研究機関において学位取得を目指す傾向が一般的である。

将来の改善 改革に向けての方策

外国のフランス語圏の研究機関において博士号を取得した者も出ており 現段階での改善・改革は考えていない。

(2)単位互換、単位認定等

a.国内外の大学等と単位互換を行っている大学院研究科にあっては、実施している単位互換方法の適切性

現状の説明

単位互換は実施していないが、海外の大学院に留学した大学院生についても学部の「外国の大学に留学する学生の取扱いに関する内規」が準用され、10単位まで単位換算が許されている。

点検・評価 長所と問題点

フランス文学専攻では、フランス語圏に留学する学生の割合が多く、10単位まで単位換算が許されていることは評価できる。しかし、長期の留学を目指す者が出てきた場合、より緩やかな換算方式でないと不利になることも考えられ、更に検討の余地がある問題である。

将来の改善 改革に向けての方策

国内の大学院との単位互換に関しては、各研究科あるいは専攻が独自に大学院連携を図る方向で学内の意見の一致を見ている。フランス文学専攻においても、しかるべき連携相手を模索し、現在の開講科目の不足を補うことは考慮に値するものと考えられる。しかし、このような連携が成立した場合、文学研究科英文学専攻と国際文化専攻の授業科目から8単位まで修得できる制度(大学院学則第15条)や、で触れた海外の大学院留学により10単位まで修得できる制度を総合的に判断して、修得単位の問題を見直す必要が出てくるであろう。学年度が秋に始まるフランス等の大学院で修得した単位換算をより容易にするために、本学の大学院においてセメスター制を導入することも考えられる。将来、国外の大学等と単位互換を実施する際の布石になるのではなかろうか。

(3) 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

a. 社会人学生、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

現状の説明

外国人留学生に関しては該当者がいない。社会人学生の場合、2001年度には社会人学生1名の入学があり、授業内容や授業時間に関して若干の配慮をした。また、入学試験で、フランス語運用能力を問う専門科目の配点が一般入試の場合の2分の1になっている。

点検・評価 長所と問題点

当人の努力、教員側の配慮にもかかわらず、フランス語運用能力不足のため、残念ながら結果を出せないケースもありえるのではないかと危惧している。学生数が少ないためクラス数を増やすわけにはいかず、社会人入試を経て入学した学生が、一般入試の、しかも2年次の学生と同じクラスに入る可能性もある。選抜試験における判定基準ないしは判定そのものどのようにすればよいのかは、慎重に検討すべき問題である。

将来の改善 改革に向けての方策

フランス語の運用能力が研究の基盤となるフランス文学専攻においては、選抜試験の判定基準を厳しくせざるを得ないのではなかろうか。さもなければ、社会人学生に対して別メニューの授業科目を提供することが必要になるが、厳しい財政状況にあって、クラス数の増加は実現が難しい方策である。当面はフランス語運用能力に関して、一般入試の学生にある程度比肩し得る社会人学生を待望するということになる。

(4) 研究指導等

a. 教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた研究指導の適切性

現状の説明

博士前期課程の1年次で、語学・文学のみならずフランス文化全般に関する広範な知識を習得し、

2年次では修士論文の準備と執筆をする。この際、学生は指導教員の助言を得て論文題目を決定し、必要な文献収集を行い、論文執筆を開始することになる。論文作成の指導は、正規の授業時間以外に時間をとり、マン・ツー・マンで行われている。また、論文執筆者の意識を高めるために、フランス文学専攻の在籍者及び教員が集まって執筆者による研究発表会を行っている。

点検・評価 長所と問題点

フランス語学・文学専攻の大学院の場合、入学時のフランス語運用能力及び専門知識の不足は、どうしても避けられない問題である。にもかかわらず、学生が、2年間で所定の単位を修得し、一定水準以上の修士論文を完成していることは大いに評価してよいと思われる。しかしながら、既に述べたようにフランス語運用能力及び専門知識の不足を補いつつ、必要な文献収集を行い、論文執筆を進めていくのは並大抵のことではない。その支援のために、指導教員はもとよりほかの教員も自分の研究時間を割いて質問に答えたり学生論文の下書きを読んでコメントしたりしているのが現状である。

将来の改善 改革に向けての方策

わずか1年あまりで、学部卒業時のレベルから研究論文執筆のレベルまでに高めるためには、現在のところ個々の教員の善意に期待する他なさそうである。しかし、財政状況が許せば、在籍者を様々な形で支援していく高度な人的補助体制の確立も視野に入れておくべきであろう。

b. カリキュラムの趣旨・内容を具体的に実現するための研究指導の適切性

現状の説明

現在は、教育活動の一層の活性化等について、フランス文学専攻でまとまった認識があるわけではない。個々の教員の創意工夫に任されているのが現状であって、全体として見れば、学生の創造的能力や主体的判断力の涵養を図るには十分でないかもしれない。

点検・評価 長所と問題点

フランス文学専攻のように、1年次では全員が専門の違いには関係なくすべての授業科目を履修せざるを得ない授業編成になっている場合、教員はある程度専門性を抑制することを強いられている。この弱点を補いつつ、2年次の研究へつなげる指導ができるかどうかはかなしい問題であろう。

将来の改善 改革に向けての方策

制度的な改善は困難であろう。教員の創意工夫に任ずという現状は、受け入れざるを得ないのではない。そのうえで、教員間の連携を模索するという可能性等を探っていきたい。

c. 指導教員による個別的な研究指導の充実度

現状の説明

少なくとも学位論文の作成に関しては、論文題目の決定、必要な文献収集、執筆の課程での質疑応答等、指導教員も他の教員も、物理的に可能な限りの対応をしていると思われる。また、インターネットでEメールによる質疑応答も活発に行われている。

点検・評価 長所と問題点

専門別に十分な授業科目数を提供できない現状や、学部との兼任や雑務あるいは自らの研究等で余裕のない現状を認めたとうえで、個別的に最大限の対応をしている現在の研究指導の充実度は、評価していいのではないだろうか。Eメールによるやりとり論文等の添削となれば相当な時間がかかるが、誠実に対応しているように思われる。しかしながら、授業科目数の不足という根本的な問題点は残る。

将来の改善 改革に向けての方策

根本的な問題解決は困難であるが、ここでもまた財政状況が許すならば、研究支援のできる高度な人的補助体制の確立が望まれる。

A - 3 . 国際文化専攻

(1)教育課程

a .教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連

現状の説明

本専攻が掲げる理念・目的を実現するには、自国の文化への理解をより一層深めると共に、アジアや欧米等世界の民族や国家・地域の歴史と社会・文化をより深く究明し、相互理解と共生を進める精神を涵養することが必要になる。そのために学部(国際文化学科)では、日本文化・中国文化・アメリカ文化・フランス文化・ドイツ文化・ヨーロッパ思想の6つの文化コースを設定している。このような基盤に立つ本専攻では、学科の6文化コースを大きくアジア文化専修部門と欧米文化専修部門の2専修部門にまとめ直し、より一層の相互理解と共生を進める精神の涵養に努めている。

博士前期課程の学生は、受験(入学)時にいずれかの専修部門を選択し、更にその部門に属する教員のうちの1名を指導教授に選ぶことになっている。入学後には、指導教授のもとで演習・特殊講義・社会文化論研究実習の修得を進め、修士論文作成の指導を受けることになる。課程修了のためには30単位が必要で、指導教授の専門科目から演習4単位及び特殊講義2単位の最低6単位を修得する必要があるが、その他の単位は同一の専修部門から10単位以上、他の専修部門から14単位までの修得が認められている。このように指導教授以外の教員の単位をかなりの程度修得することによって、専門以外の研究成果を学ぶことが可能になっている。博士後期課程の学生は、入学時に専修科目1つを選択し、専修科目の研究指導を各学年4単位、合計12単位修得する必要がある。したがって、学生は、学位論文の作成、その他研究全般にわたって、それぞれの専修科目の研究指導教授の指導に従うことになる。なお、同じ専修部門であれば他の専修科目への変更を希望した時には、研究科委員会の承認があれば変更することも可能である。なお、2001年度は担当教員・開講科目共に前年度と同じである。

点検・評価 長所と問題点

本専攻の教育課程の編成は、これまでのところ「入学者に対しては」その機能を発揮していると言える。「入学者に対しては」と鍵括弧を付けたのは、本専攻の開講科目は指導教授の専門性によって編成されており、その結果、指導教授に定年退職等によって身分の異動が生じた場合、その専修科目の開講は取り止めになり、他の専門を持つ別の教授が演習を担当することになる。つまり、その教授が大学院課程の全期間に在任できる場合には、指導教授として演習・社会文化論研究実習及び研究指導を担当するが、そうでない場合には特殊講義のみを担当する。これを学生の側からみれば、年度によっては開講科目及び指導教授に相違があることになり、研究の面からみても一貫性を欠いている。前期課程の指導教授が退職し、後期課程が開設されないために、後期課程への進学を断念せざるを得ないことも今後ありうる。この問題の是正は、教員定員との関係もあって解決に困難を伴うが、しかしながら解決すべき問題点といえる。

将来の改善 改革に向けての方策

本専攻は開設以来、非常勤講師を採用しておらず、専任教員のみで研究の指導にあたっている。この

点は誇るべきと考えるが、上記の早期の解決が困難な問題点を早急に便宜的に前進させるためには、非常勤講師の採用を検討しなければなるまい。中長期的には、専修科目を固定化させるための方策を議論する必要がある。社会文化論研究実習が必須でないこともあって、必ずしも活用されていないことも問題である。本学は、アジア地域の拠点都市として活動する福岡市にある。本学の周囲には、福岡市の外郭団体で、アジア及び太平洋地域を総合的に研究する財団法人アジア太平洋センター、アジア地域との交流に関する史料・資料を集積している福岡市博物館・福岡市総合図書館が設置されている。更に、アジアと日本の文明交流史に主眼を置いた九州国立博物館（仮称）の建設が、2001年度着工、2005年度開館の予定で進んでいる。欧米との関係でも、本学には、国内では数少ない国連寄託図書館やEU資料センター、OECD協力資料館が置かれ、また従来から欧米の多くの大学と交流協定を結ぶ等、恵まれた環境にある。身近な施設は、共同研究の推進や実習の場としての活用が可能であり、今後積極的に推進していく必要がある。

b. 「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」といふ修士課程の目的への適合性

現状の説明

本専攻の博士前期課程では、入学試験の申請時に研究目的を明らした志願理由書を提出させている。社会人については、志願理由書に加えて、詳細な研究計画書を提出させている。指導教授はそれに準拠して研究の指導を行い、場合によっては新たな研究分野の開拓に助言・協力している。こうした緊密な指導から、「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という大学院設置基準第3条の目的を果たす努力をしている。1997年度に博士前期（修士課程を開設後、課程修了生を31名出している、彼らの多彩な修士論文が、本専攻の博士前期課程の内容の豊富さを示している。博士前期課程の修了者は、博士後期課程に進学したり、高校教員や地方教育委員会等で専門的職業人として研究活動に従事しており、また既に、学会誌等に公表されたものもいる。

点検・評価 長所と問題点

完成度の高い内容の多種多様な修士論文を見ると、哲学・史学・文学のそれぞれの分野においては高い内容を誇れるのだが、専門性が高まるにつれて本専攻の特色である学際的・比較文化的研究、ことに比較文化の面でやや不足していることを痛感する。内容の表現に直接的な比較文化論が反映されていなくても、その思考の過程においては不可欠であり、それがあってこそ哲学・史学・文学とは異なった成果を得ることが可能になる。この点から、学際的・比較文化的な研究方法の指導強化が課題となっている。

将来の改善 改革に向けての方策

学際的・比較文化的な研究の方法の指導は、それぞれの指導教授の努力に負うことになるが、組織的にそれを支援するために、2002年度から4単位科目（演習）の完全2単位化を行うことを議決している。これによって、異なる地域文化研究や異種の文化論を学ぶ機会が増加するし、また、留年することを前提としない限り不可能だった海外留学が、留年せずとも可能になる。学際的・比較文化的な研究の方法は、何よりも学生自身が体得することが重要であり、演習の2単位化によってそれが促進されることを期待している。

c. 「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」といふ博士課程の目的への適合性

現状の説明

本専攻の博士後期課程は2000年度開設のため、本年度はその2年次にあたる。そのために「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という大学院設置基準第4条の目的を達成すべく努力を重ねているという現状を報告するにとどまる。

点検・評価 長所と問題点

とはいつても、大学院設置基準第4条の目的を達成する努力は着実に実を結んでいる。それは、2年次生が、吉川弘文館から『伊万里の誕生』と題する著書を出版したことに象徴される。歴史分野で定評のある出版社からの専門書刊行は、後期課程ばかりでなく、前期課程の学生にまで好ましい形で大きな影響を与えており、第2・第3の専門書への取り組みが真剣に始まっている。

将来の改善・改革に向けての方策

まだ完成年度を迎えていないこともあって、現状では顕著な問題点は認められず、前述の長所を助長していこうとしている。改善・改革に向けての方策も、最初の修了生を送り出すにあたって、博士号を授与するという点の方策の検討を進めている。

d. 学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係

現状の説明

本専攻は、文学部国際文化学科に基礎を置いている。国際文化学科には、日本文化・中国文化・アメリカ文化・フランス文化・ドイツ文化・ヨーロッパ思想の6つの文化コースが設定され、教養教育や外国語教育を重視しながら、学際的・比較文化的研究の指導が行われている。本専攻が掲げる理念・目的もまた国際文化学科のそれを基礎にしており、そのうえで、自国の文化への理解をより一層深めると共に、アジアや欧米等世界の民族や国家・地域の歴史と社会・文化をより深く究明し、相互理解と共生を進める精神を涵養しようとしている。しかしながら、学部(学科)に比べて格段に定員が少なく、かつまた専修科目の研究に多くの時間を割くことのできる博士前期課程で、学科の6文化コースをそのまま継承するのは必ずしも適切ではない。そこで本専攻では、6文化コースを大きくアジア文化専修部門と欧米文化専修部門の2専修部門にまとめ直し、より一層の相互理解と共生を進める精神の涵養に努めている。この場合、単純に学部のコースをまとめるのではなく、アジア文化専修部門に学科の日本文化コースには無い日本民俗文化論を置いたり、同じ学科ではアメリカ文化コースに含まれている文化人類学分野の一部をアジア文化専修部門に組み込み、東南アジア社会文化論として取り入れる等、学科の文化コースを越える領域も設けている。

点検・評価 長所と問題点

本専攻の教員はすべて文学部国際文化学科に所属していて、そこで責任時間(ルマ)を全うしている。したがって、本専攻における教育内容と学科における教育内容には適切な連続性がある。反面、本専攻で独自の専修科目を設定する場合にも、学科教員の専門の幅の内部に限定されるという限界がある。また、学部で果たす責任時間の関係から、本専攻での授業時間の負担には大きな制約があり、その誤差は教員の熱意とサービスによっている部分大きい。早急に教員の基盤整備を行い、本専攻での授業を主とすることも可能な形で、学科と本専攻の責任時間のバランスを考え直すことも必要であろう。また、学科のドイツ文化コースが、教員編成の関係から本専攻には設けられていないという大きな問題点がある。つまり、ドイツ文化コースに所属する学部学生は、本専攻に進学する道を閉ざされている。この点は、教員編成の関係があるので直ちに解決できないが、解決すべき課題である。

将来の改善 改革に向けての方策

責任時間の問題は本専攻だけで解決できるものではなく、大学院全体の問題なので、一体となって検討していきたい。ドイツ文化コースの問題は、この数年の間に定年退職を予定されている教員が数名おりそれとの関係で検討することになる。

e. 修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係

現状の説明

2000 年度に博士後期課程を開設して以降、修士課程は博士前期課程となり、一貫性をもって大学院教育を行うことが可能になった。本専攻は、前期課程 後期課程共に 1名の指導教授を選択し、その指導によって研究活動を行うシステムを取っていて、教育内容の一貫性は保証されている。

点検・評価 長所と問題点

一貫性を持つ博士課程で、同一の指導教員から研究を指導される学生については問題は無く、後期課程 2 年次で、専門書を定評ある専門的出版社から刊行できるに至る学生が出るほどの成果を上げている。この点に示されるように、基本的には、博士課程（一貫性）は適切に機能している。しかしながら、(五)(1)教育課程 a. の ・ で既に指摘したように、指導教授に定年退職等によって身分の異動が生じた場合、その専修科目の開講は取り止めになり、他の専門を持つ別の教授が演習を担当することになる。つまり、その教授が大学院課程の全期間に在任できる場合には、指導教授として演習・特殊講義・社会文化論研究実習及び研究指導を担当するが、そうでない場合には特殊講義のみを担当する。もう少し具体的に述べれば、定年退職までの期間が 2 年以上 4 年未満の場合、この教授は新たに博士前期課程に入学してきた学生の指導教授になることはできるが、引き続き後期課程の指導教授になることはできない。したがって、この教授の前期課程の学生は後期課程への進学を断念するか、本専攻の比較的近縁の分野を担当する他の指導教授を選択するか、あるいは、他大学院の博士後期課程に進学するかということになる。これを学生の側から見れば、年度によって開講科目及び指導教授に相違があることになり、研究の面から見ても一貫性を欠くことになる。この問題の是正は、教員定員との関係もあって解決に困難を伴うが、解決すべき問題点と言える。

将来の改善 改革に向けての方策

上記の、早期の解決が困難な問題点を早急に便宜的に前進させるためには、対象学生に適切な指導を行える非常勤講師の採用を検討しなければならない。また、学外単位互換制度の早期の導入を議決していて、その実施に向けて折衝を重ねているところである。中・長期的には、専修科目を固定化させるための方策を議論する必要がある。

f. 博士課程（一貫性）の教育課程における教育内容の適切性

現状の説明

本学では該当しない。

点検・評価 長所と問題点

本学では該当しない。

将来の改善 改革に向けての方策

本学では該当しない。

g. 課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

現状の説明

博士後期課程に入学した学生は、専修科目を1つ選択し、指導教授の指導に従うことになる。入学後、学生は指導教授から週1コマ以上の研究指導を受け、各学年に4単位、合計12単位を修得する必要がある。博士論文は、基本的には、博士後期課程に2年以上在学し、必要な研究指導を受けることによって提出できる。ただし博士論文の提出希望者は、博士論文提出計画書を作成し、それを指導教授に論文提出の少なくとも1カ年前までに提出して承認を受けておく必要がある。特に優れた研究業績を上げた研究科委員会が認定した場合は、これを短縮できている。

点検・評価 長所と問題点

本専攻ではまだ博士後期課程が完成していないため、評価や問題点の指摘はできない。

将来の改善 改革に向けての方策

完成年度を迎えていないために検討の段階にあるが、博士号授与の短縮措置の対象となる「特に優れた研究業績」の具体的な内容・範囲を、2002年度中に策定することとしている。

(2) 単位互換、単位認定等

a. 国内外の大学等と単位互換を行っている大学院研究科にあっては、実施している単位互換方法の適切性

現状の説明

国内の大学院との単位互換は実施していない。国外の大学院等に留学した学生については、学部の「外国の大学に留学する学生の取り扱いに関する内規」が準用され、10単位までの単位換算が認められている。

点検・評価 長所と問題点

現在まで、国内外の大学院等と単位を交換した事例はない。国内は、制度が実施されていないためであるが、国外の場合は、通年4単位の演習を履修するためには在学期間の延長をせずに留学することが、事実上困難なためでもある。

将来の改善 改革に向けての方策

2001年度の大学院委員会で学外単位互換制度が論議され、大学院全体で他大学院と大学院間連携を図るには、その条件を整備するに相応の時間を要することから、当面は各研究科が独自に連携を図ることによってまず先鞭をつける方法が定められた。この方法によっても、教授会等各段階の議決や大学院規程の改正等様々な条件整備、更には連携先の大学院の同様の条件整備等の問題が山積している。しかしながら、教員編成に限界を持っている本専攻は、学外単位互換制度を重視しており2003年度からの導入を目標に計画を進めている。また、国外の大学院等への留学を容易にするため、演習の2単位化を準備している。

(3) 社会人学生、外国人留学生等の教育上の配慮

a. 社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

現状の説明

本専攻の博士前期課程に在籍した社会人学生は、これまで合計13名、外国人学生は2名である。なお、社会人入試で進学した学生にも外国人学生が1名いる。これらの学生に対しては、学部から進学してきた一般学生とは別のカリキュラムを用意し、社会人・外国人の学生が希望すれば、教育効果を考慮し

て学部からの進学生用のカリキュラムの選択を認めている。これまでのところ、社会人学生のすべて、外国人学生のほとんどが学部進学生用のカリキュラムを選択している。専用カリキュラムの希望がある場合もあり、それはもちろん実施している。博士後期課程には外国人学生が1名在籍するが、本専攻の前期課程からの進学者である。

点検・評価 長所と問題点

上記のようなカリキュラム選択によって、社会人・外国人学生は1年次に相当の苦勞を重ねていることがわかり、2年間で修了の困難さを感じる部分もある。しかしながら、学部からの進学生の協力と、社会の先達である社会人学生や異文化(自国の文化)の中で育ってきた外国人の体験からくる知識は、相互に大きな教育効果を生じている。ことに、1997年度に入学した17名(中退者1名を除く)に含まれた5名の社会人学生は、国際文化専攻の伝統を創るといふ強靱な意志と意欲で研鑽し、1名の留年生も出さなかった。この経験から、社会人・外国人学生には学部からの進学生と同じカリキュラムの選択を進め、効果を上げている。現状で考えられる問題点は、外国人学生・外国人留学生在が中国人に限られていることで、ことに韓国は海峡を挟んだ身近な隣国であり、韓国人留学生の受け入れは促進されるべきであると考えており、今後の課題である。

将来の改善 改革に向けての方策

上記のような問題点もあり2000年度の博士前期課程の入試から、社会人及び外国人の入学試験の科目及び配点を、次のように変更した。社会人は、入学試験を小論文又は外国語(1カ国語、英語・中国語・フランス語・ドイツ語のうち志願者の母語を除く、辞書貸与)、専門科目(専修科目を1科目)、面接の3科目とし、それぞれ100点、合計300点の配点とした。面接を点数化することによって、社会人の研究能力及び学習意欲を正当に評価しようとするものである。外国人は、入学試験を外国語(1カ国語、英語・中国語・フランス語・ドイツ語のうち志願者の母語を除く)、専門科目(専修科目を1科目)、面接の3科目とし、それぞれ100点、合計300点の配点とした。社会人と同様に、面接を点数化することによって、社会人の研究能力及び学習意欲を正当に評価しようとするものである。これによって、社会人及び外国人の入学はかなり容易になっている。外国人の不合格者は外国人入学試験ではなく、一般入学試験での受験によってであった。

博士後期課程には大きな問題がある。前期課程では、社会人は外国語を選択することなく小論文での受験が可能である。ところが、後期課程では社会人の枠が無く、一般学生と共に、外国語、しかも2カ国語の受験が課せられている。これは前期課程が専門的職業人の養成を主たる目的としているのに対し、後期課程が自立できる研究者及び専門家の養成を目的としていることからして、やむを得ない措置である側面を持っている。実際に、この条件で後期課程を受験し進学している学生も多く、さして障害になっていない現実もある。しかし、社会人に大学院を開放する以上は、後期課程においても何らかの特典を設けて、進学を容易にする必要性があろう。この点からの検討を、2002年度から開始したいと考えている。

(4)研究指導等

a.教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた研究指導の適切性

現状の説明

博士前期課程では、学生は入学時に選択した1名の指導教授によって研究の指導を受けることになっている。その指導教授の専修科目は、特殊講義・(各2単位)、演習・(各4単位)、社会文化論研究実習(2単位)で、特殊講義と演習のとはそれぞれ別の年度に修得する必要がある。社会文化論研究実習は選択科目で必ずしも修得する必要はないが、学部から進学した一般学生及び外国人留学生は単年度で修得することになっており、社会人学生は2年度にまたがっての修得も可能になっている。

点検・評価 長所と問題点

以上の単位配置から、場合によっては単年度で修了に要する単位を満たすことも可能である。しかし、前期課程修了の要件には単位化されない修士論文があり、その作成には相応の時間を必要とする。したがって、大半の学生は、指導教授の各年度の授業を中心に、両年度にわたって単位を修得している。指導教授の授業は、学位論文を作成していくうえで重要な機会となっており、指導教授は演習を通して学生の論文作成の進展度を認識しながら指導を進めている。演習での認識があつてこそ、授業時間以外の、日常的・個別的かつ懇切な研究指導が可能になる。本専攻の教員は、程度の差はあつても、授業時間以外にも日常的・個別的かつ懇切な研究指導を行い、学生の学位論文作成に助力している。このことは博士後期課程においても同様で、各年度に開設される「研究指導」が演習と同じ役割を果たしている。

上述のような現状と、学生の自主的な研究会活動、そして学生のために保証されている個室(自習室)とら研究活動の拠点の存在もあり、学生への研究指導はかなりの程度適切に行われている。

将来の改善・改革に向けての方策

本専攻の教員は、学部教育で大半の責任時間を果たしていて、大学院教育はその次というのが実状である。とはいっても、本専攻での授業その他で手を抜いているということではなく、研究指導の時間に制約があるということである。現代社会はより高度の教育を求めており、大学院がその受皿になっている現状からすれば、大学院教育に割く時間をもう少し保証するシステム作りが必要であろうが、まだ有効な方策は講ぜられていない。

b. カリキュラムの趣旨・内容を具体的に実現するための研究指導の適切性

現状の説明

大学院のカリキュラムは、教員の一方的な授業というよりも、研究課題に対する教示とそれに対する応答からなる、相互の応酬から成り立っている部分が多い。現状は、カリキュラムの趣旨に従って授業が進行し、内容の深まりに応じて応酬が行われ、その修得の段階に適合した方法で研究を指導するのが主流となっている。

点検・評価 長所と問題点

各年度のカリキュラムは、年度初めに研究科・専攻別に作成される『大学院開講科目表』で紹介されるにとどまっている。したがって、学生には、カリキュラムの趣旨・内容がどの程度達成されているのかを判断する材料が与えられていないことになる。それであつてもさほどの痛痒が感じられないのが現状で、そのために問題点が露出してない。しかしながら、夏期休暇等の機会に学生自身が企画し実行する自主的な研究や体験を考えれば、カリキュラムが明確化されている方が望ましいのは歴然としている。

将来の改善・改革に向けての方策

カリキュラムを学生に提示し、教員の研究指導の方向性を明確にすると共に、学生自身の自主的な研究や体験を助成するために、シラバスの作成等の方策を検討している。

c. 指導教員による個別的な研究指導の充実度

現状の説明

教員、ことに学生によって選択された指導教授は、授業とは別に学生個人の研究課題に即した個別的な研究指導を行っている。それは適宜の問題提起に対して行われることも、社会文化論研究実習の実践に際して直接・間接に行われることもあり、その形態は様々である。

点検・評価 長所と問題点

個別的な研究指導の充実度を測定するための適切な方法が策定されていないために、現状がどのように認識されているかは不明である。一部に、学生側が教員の専門性の不十分な理解によって選択したことによる指導教授との摩擦があり、このような場合には個別指導が必ずしも充実してはいないが、指導教授の変更によって摩擦の解消に努めている。こうしたマイナスを考慮しても、現状はおおむね充実した個別的な研究指導が行われていると判断している。

将来の改善 改革に向けての方策

指導教授は学部の教育にもあたっているため、大学院生の研究指導に十分な時間を割くことのできない部分がある。また、授業時間外に院生と歓談する場合は教授の個人研究室以外にはない。そこで、施設面の制約もあるが、将来的には共同研究室のような、教授と院生が自由に共用できる場を設ける必要性を考えている。

B.経営学研究科

(1)教育課程

a.教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連

現状の説明

経営学研究科の理念・目的・教育目標は、自らの課題と現実の社会、企業との関わりに基礎知識と専門知識を質的・量的に整備しながら、感性の豊かな人間性を磨き失わない人材、自ら求める学理の先導性及び独創性をより発揮しうる人材を育成することにある。そのためには、「経営学」、「商学」及び「会計学」の諸科目が自らの課題との関わりで「特殊講義」及び「演習」の30単位以上を修得しなければならない。法学研究科と経済学研究科との3研究科の間においては、8単位以内を修了要件単位に含めることもできる。また、演習指導教授は、講義以外にも、学生の必要に応じて、時間に余裕のある限り個別に指導している。

点検・評価 長所と問題点

入学者と修了者の高い比率、就職の状況と併せ考慮すると、教育課程との関連は良好であると思われる。しかし、教育課程との関連をより進展するためには、経営学研究科の教員の絶えざる錬成と学生の絶えざる研鑽が必要である。まずは、現実を見据えたカリキュラムの整備に絶えず腐心しなければならない。常に検討、これは審議しているが、指導する教員の不足は深刻である。定年退職者等の補充人事は学部依存しているため、大学院に対する有資格者が補充されるとは限らないからである。また、講義以外に時間に余裕のある限り個別に指導している演習指導教授の負担にも限界がある。

将来の改善 改革に向けての方策

指導する教員の不足は、現状では非常勤に依頼するしかない。更に、現状では集中講義に依存せざるをえない。しかし、これにも限界があるので、大学院に対する有資格者の昇任基準を弾力化することも考慮しなければならない。現在、有資格者は教授に限定されているので、例えば、助教授に昇任してから3年後を条件に「特殊講義」だけでも講義できるように改正できたら、と模索している。また、演習指導教授の負担は、現状では補助要員に依頼するしかない。例えば、研究生を含む博士後期課程の学生に依頼する「TA制度」を採用することによって軽減することも考慮しなければならない。現在、学生のアン

ケース調査を実施して、TA制度の導入について検討、これを審議している。カリキュラムの整備については、大学院間連携の単位互換を徹底して、法学研究科と経済学研究科との3研究科だけでなく、文学研究科の英文学専攻、フランス語専攻と国際文科専攻との3専攻の間でも、8単位以内を修了要件単位に含めることもできるようにしている。また、後期からの外国研究を容易にすると同時に、疾病等の理由による短期休学に対する前期修了の可能性を模索して、通年の4単位の1科目を半年の2単位×2科目の2科目に分割する簡易セメスター制の導入を検討している。

b. 広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」といふ修士課程の目的への適合性

現状の説明

経営学研究科の博士前期課程においては、「経営学」、「商学」及び「会計学」の諸科目が自らの課題との関わりで「特殊講義」及び「演習」の30単位以上を修得しなければならない。法学研究科と経済学研究科との3研究科の間においては、8単位以内を修了要件単位に含めることができる。また、演習指導教授は、講義以外にも、学生の必要に応じて、時間に余裕のある限り個別に指導している。入学者と修了者の高い比率、就職の状況と併せ考慮すると、修士課程の目的への適合性は良好であると思われる。

点検・評価 長所と問題点

修士課程の目的への適合性をより進展するためには、経営学研究科の教員の絶えざる錬成と学生の絶えざる研鑽が必要である。まずは、現実を見据えたカリキュラムの整備に絶えず腐心しなければならない。常に検討、これを審議している。しかし、指導する教員の不足は深刻である。定年退職者等の補充人事は学部依存しているため、大学院に対する有資格者が補充されるとは限らないからである。また、講義以外に時間に余裕のある限り個別に指導している演習指導教授の負担にも限界がある。

将来の改善・改革に向けての方策

指導する教員の不足は、現状では非常勤に依頼するしかない。しかし、これにも限界があるので、大学院に対する有資格者の昇任基準を弾力化することも考慮しなければならない。現在、有資格者は教授に限定されているので、例えば、助教授に昇任してから3年後を条件に「特殊講義」だけでも講義できるように改正できたら、と模索している。また、演習指導教授の負担は、現状では補助要員に依頼するしかない。例えば、研究生を含む博士後期課程の学生に依頼する「TA制度」を採用することによって軽減化することも考慮しなければならない。現在、学生のアンケート調査を実施して、TA制度の導入について検討、これを審議している。

c. 「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」といふ博士課程の目的への適合性

現状の説明

経営学研究科の博士後期課程においては、「経営学」、「商学」及び「会計学」の諸科目が自らの課題との関わりで「研究指導」の12単位以上を修得しなければならない。また、研究指導教授は、講義以外にも、学生の必要に応じて、時間に余裕のある限り個別に指導している。入学者と満期(単位修得)退学者の高い比率、就職の状況と併せ考慮すると、博士課程の目的への適合性は良好であると思われる。

点検・評価 長所と問題点

博士課程の目的への適合性をより進展するためにも、経営学研究科の教員の絶えざる錬成と学生の

絶えざる研鑽が必要である。まずは、現実を見据えたカリキュラムの整備に絶えず腐心しなければならない。もちろん、「研究指導」を講義するからには、自己啓発、自浄努力によって対応するしかない。「論文等研究成果の発表状況」から判断するに、完全に対応しているのではなからうか。しかし、講義以外に時間に余裕のある限り個別に指導している研究指導教授の負担には限界がある。

将来の改善 改革に向けての方策

研究指導教授の負担は、現状では甘受するしかないようである。補助要員に依頼するわけにはいかないからである。負担を軽減化するためには、あくまで試案でしかないが、複数の教員が指導する「複数指導制」を導入することも考慮しなければならない。研究内容が多様化する現状にあっては、これもまた必要ではなからうか。しかし、指導する教員の不足こそは深刻であるので、これを打開してから対応するしかない。

d. 学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係

現状の説明

学部の教授に昇任すると、1年を経て、大学院において講義する有資格者になる。1年後に、新たに資格を審査されて、「特殊講義」及び「演習」を講義することになるので、学部の教育内容を前提にして、大学院の教育内容を創造している。それだけに、相互の教育内容の連続制及び一貫制はある。したがって、相互の教育内容の適切性及び両者の関係は良好であると思われる。

点検・評価 長所と問題点

補充人事は学部に依存しているので、大学院に対する有資格者は学部の補充人事に依存せざるを得ない。したがって、相互の教育内容の連続制及び一貫制はあるが、大学院自体、博士前期課程にとって固有のカリキュラムの整備に腐心するとしたら、そこには限界がある。現実の社会、企業を取り巻く環境のめまぐるしい進展に伴い、人材の育成に新たな対応を要請されるとしたら、特に教育内容によって対応しなければならないからである。大学院自体、経営学研究科に固有の特色ある教育内容も模索しなければならない。

将来の改善 改革に向けての方策

指導する教員の不足を打開してから対応するしかない。大学院に対する有資格者の昇任基準を弾力化することも考慮しなければならない。火急的な対策として、実務経験者を導入する特殊講義の「実業講座」(仮称)を開講できたら、と模索している。

e. 修士課程における教育内容と、博士(後期)課程における教育内容の適切性及び両者の関係

現状の説明

「特殊講義」及び「演習」を講義する大学院の有資格者は、改めて資格を審査されて、「研究指導」を講義することになるので、博士前期課程の教育内容を前提にして、博士後期課程の教育内容に連携している。それだけに、相互の教育内容の連続制及び一貫制がある。したがって、相互の教育内容の適切性及び両者の関係は良好であると思われる。

点検・評価 長所と問題点

補充人事は学部に依存しているので、大学院に対する有資格者は学部の補充人事に依存せざるを得ない。したがって、相互の教育内容の連続制及び一貫制はあるが、大学院自体、博士後期課程にとって固有のカリキュラムの整備に腐心するとしたら、そこにも限界がある。現実の社会、企業を取り巻く環境の

めまぐるしい進展に伴い、人材の育成に新たな対応を要請されるとしたら、特に教育内容によって対応しなければならないからである。大学院自体、経営学研究科に固有の特色ある教育内容も模索しなければならない。

将来の改善・改革に向けての方策

指導する教員の不足を打開してから対応するしかない。しかし、審査、審査で厳選される現状にあっては、早急に期待されようもない。経営学研究科に固有の特色ある教育内容を模索するとしたら、あくまで試案でしかないが、複数の教員が指導する「複数指導制」を導入することも考慮しなければならない。研究内容が多様化する現状にあっては、これもまた必要ではなからうか。現状を踏まえて模索している。

f. 博士課程（一貫性）の教育課程における教育内容の適切性

現状の説明 点検・評価 長所と問題点 将来の改善・改革に向けての方策
本学では該当しない。

g. 課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

現状の説明

経営学研究科の博士前期課程においては、「経営学」、「商学」及び「会計学」の諸科目が自らの課題とのかかわりで、「特殊講義」（4単位×6以上）及び「演習」（4単位×2）の30単位以上、後期課程においては、「研究指導」（4単位×3）の12単位以上を修得しなければならない。少人数での講義は、学生の報告、討論の機会を豊かにしている。また、演習指導教授、研究指導教授は、講義以外にも、学生の必要に応じて、時間に余裕のある限り個別に指導している。入学者と修了者の高い比率、入学者と満期（単位修得）退学者の高い比率、就職の状況を併せ考慮すると、教育システム・プロセスの適切性は良好であると思われる。

点検・評価 長所と問題点

経営学研究科の博士前期課程の修了者は、学位「経営学修士」の授与者である。入学者と修了者の比率は、高い比率を保持している。これに対して、博士後期課程の満期（単位修得）退学者のうち、学位「経営学博士」の被授与者は1999年度の1名でしかない。入学者と満期（単位修得）退学者の比率は、高い比率を保持しているが、特に厳格に対応しているわけでもないのに、「論文博士」の請求ばかりか、「課程博士」の請求すら申請されていない。早急に検討しなければならない。

将来の改善・改革に向けての方策

学位授与については、事前審査、学位請求の申請から受理までの規則、「学位規則」があるが、これを学生に徹底する必要がある。また、研究指導教授は「課程博士」の請求だけでも督促しなければならない。もちろん、最終的には、学生の絶えざる研鑽を期待するしかない。しかし、これを審査する教員の不足は深刻であるので、これも打開しなければならない。

(2) 単位互換、単位認定等

a. 国内外の大学等と単位互換を行っている大学院研究科にあっては、実施している単位互換方法の適切性

現状の説明

外国の大学院に本学大学院生が留学した場合は、「外国の大学に留学する学生の取り扱いに関する内規」という学部の内規を準用して10単位まで単位換算が認められる。国内の他大学院との単位互換は現在検討中である。

点検・評価 長所と問題点 将来の改善・改革に向けての方策

国内外の他大学等との間の単位互換、単位認定等の問題は、最近これを導入する大学が増えてきているので、本研究科でも検討することになっている。

将来の改善・改革に向けての方策

博士後期課程の場合、単位換算が全体の修得単位に占める率が高すぎ、この点は早急に検討し直す必要があるのではないか。

(3)社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

a.社会人学生、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

現状の説明

社会人学生については、2001年度から経営学研究科の入試制度に組み入れて、入学者は3名である。外国人留学生については、過去5年間の入学者の平均は1.2名である。教育課程編成、教育研究指導への配慮は、特別にしてはいない。しかし、社会人学生には「昼夜開講制」を採用しているので、特別の支障もない。また、社会人学生、外国人留学生についても、演習指導教授、研究指導教授は特別に指導して、講義以外にも、学生の必要に応じて、時間に余裕のある限り個別に指導しているので、なおさら特別の支障はない。

点検・評価 長所と問題点

特別に指導しているので、演習指導教授、研究指導教授の尽力に負うところは大きい。社会人学生に昼夜開講制を採用しているとなると、なおさらである。外国人留学生については、日本語能力に限界があるので、修了論文の作成には、文章の添削等についての特別の負担を必要としている。演習指導教授、研究指導教授の負担にも限界がある。

将来の改善・改革に向けての方策

演習指導教授、研究指導教授の負担は、現状では補助要員に依頼するしかない。例えば、研究生を含む博士後期課程の学生に依頼する「TA制度」を採用することによって軽減することも考慮しなければならない。現在、学生のアンケート調査を実施して、TA制度の導入について検討、これを審議している。

(4)研究指導等

a.教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた研究指導の適切性

現状の説明 点検・評価 長所と問題点 将来の改善・改革に向けての方策

(五)- 1、Bの(1)のb、cとgを参照。そこに説明する現状を認識する限りでは、研究指導の適切性は良好であると思われる。

b.カリキュラムの趣旨・内容を具体的に実現するための研究指導の適切性

現状の説明 点検・評価 長所と問題点 将来の改善・改革に向けての方策

(五)- 1、Bの(1)のb、cとgを参照。そこに説明する現状を認識する限りでは、研究指導の適切性は良好であると思われる。

c.指導教員による個別的な研究指導の充実度

現状の説明 点検・評価 長所と問題点 将来の改善・改革に向けての方策

(五)- 1、Bの(1)のb、cとgを参照。そこに説明する現状を認識する限りでは、研究指導の充実度は良好であると思われる。

C．経済学研究科

(1) 教育課程

a. 教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連

現状の説明

本研究科の理念・目的の達成のために、教育課程に経済学の主要な研究分野をほぼすべて揃え、かつ専任教員がその教育指導にあっている。修士課程の卒業要件は専修科目12単位及び選択科目18単位の合計30単位を取得し、かつ修士論文の審査及び最終試験に合格することである。また、修士論文を作成するためには、1年次で16単位以上修得することが必要であり、その中に、選択科目として法学及び経営学の各研究科が開講する科目から8単位を修得することができるようにして、広い視野に立った学識を身に付けられるように配慮している。

点検・評価 長所と問題点

専任教員が13名おり、全員が開講しているので、研究科の目的を達成できるように広い分野に亘ってカリキュラムが組まれており、教育課程上はあまり問題がないと考えている。学生数が少なく、マン・ツー・マンの指導が行き渡っており、その点も長所である。卒業要件単位数も適当であると考えている。問題点としては、重要な科目で、担当教員に定年退職者が出て、その補充が十分ではない点がある。あるいは、規模が小さいので、教員の数が必ずしも十分ではない点がある。学生数が少ないので、この点の問題はこれまであまり顕在化してこなかった。

将来の改善 改革に向けての方策

修了総単位数は30単位であるのに、現在では4単位の科目しか開講されていないので、今後、2単位の科目の導入を検討している。大学院担当教員数については、時間が経てば、学部スタッフが育ってくるので改善されるであろうし、必要に応じて応援を頼むことも可能である。しかし、根本的には、やはり、スタッフの増員・充実が求められている。しかし、予算と定員枠との関係で、研究科だけの力ではいかんともしがたい。

b. 「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」といふ修士課程の目的への適合性

現状の説明

a. の現状の説明で述べたように、修士課程の目的に合うように、広い分野にわたって、少人数教育によって、高度の専門性に耐えうる高度の能力を養成するように、カリキュラムを組んでいる。

点検・評価 長所と問題点

院生数が少ないことも作用して、教員による指導が徹底しやすく、ほとんどすべての授業科目で、院生自身が主体的に学習しなければ単位が修得できないようになっており、修士課程設置基準第3条の目的が十分達成されるようになってきている。すなわち、専修科目を中心に理論・実証研究を深めることができるほか、関連科目を法学、会計学、経営学からも履修できるため、高度の専門的な能力を養うことができるようになってきている。問題点としては、2年だけの修士課程しかなく、かつ院生の数が少ないために、院生同

士の間での議論、討論、上級生による指導と下級生への指導といった院生相互間の切磋琢磨や交流が少ないことである。

将来の改善 改革に向けての方策

カリキュラム上の改善は、必要に応じて随時行っている。教員スタッフの拡充やインターンシップ制等は、今後の課題である。非常勤講師の任用は必要に応じて行われよう

c. 専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」とい博士課程の目的への適合性

該当せず。

d. 学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性および両者の関係

現状の説明

学部は、二つの専攻(経済学専攻と国際経済学専攻)から成っている。学部の専攻科目については、両専攻とも、理論、歴史、政策、国際経済、財政学・金融論、統計学、社会政策、演習、外国語、実習の10部門から構成されており 関連科目として、商学、経営学・会計学、法学、情報処理、社会福祉の5部門(国際経済学専攻の場合、これに国際文化部門が加わって6部門)から構成されている。これに対して、大学院でも、理論、歴史、政策、世界経済論、財政学、国際金融論、統計学、社会政策と対応的に経済学のほぼすべての専攻分野にわたって、それぞれ特殊研究と演習を設置しており、かつ法学、経営学研究科の科目も関連して履修できるようにしている。学部との密接な関係を図ることで、学部の専攻科目の履修のうえに、より高度の専門的研究を行うという目的を達成するように、それぞれ教育内容を配置している。

点検・評価 長所と問題点

学部と大学院の教育内容において、うまく連携が達成されている点は適切であり、かつ長所であると考えられるが(したがって、後述するように、経済学部門と世界経済・国際金融部門の二つに大きく分けられる形で、教員スタッフの配置がなされているという本研究科の大きな特徴があるが)、一部の科目において、専任スタッフが欠けて、大学院におけるその補充がまだ進んでいない問題点が残っている。

将来の改善 改革に向けての方策

専任スタッフの補充と一層の充実が課題であるが、本研究科の場合、大学院教員はすべて同時に学部教員スタッフでもあるため、それは学部教育との関連で進められねばならない。

e. 修士課程における教育内容と、博士(後期)課程における教育内容の適切性および両者の関係
該当せず。

f. 博士課程(一貫性)の教育課程における教育内容の適切性
該当せず。

g. 課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性
該当せず。

(2)単位互換、単位認定等

a.国内外の大学等と単位互換を行っている大学院研究科にあつては、実施している単位互換方法の適切性

現状の説明

国内の他大学院との単位互換は行っていない。本学内部においては、経営学研究科、法学研究科との間で、8単位に限り、単位互換を行っている。外国の大学院との単位互換は行っていないが、外国の大学院に本学大学院生が留学した場合、留学に関する学部の内規の規定が準用されて、大学院においても、単位換算を認めることが可能であるが、今まで、本研究科にあつてはその例はない。

点検・評価 長所と問題点 将来の改善・改革に向けての方策

現在までは、院生数より教員数が多く特段その必要が生じていなかったが、今後、そういうケースが生まれてくるかもしれない。他大学院研究科の例も参考にしながら、必要が生じた時に柔軟に対応できるようにしたい。

(3)社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

a.社会人学生、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

現状の説明

特別の配慮は行っていないが、幸いに今まで受け入れた学生の能力が高かったため、修学上の問題は全く生じていない。

点検・評価 長所と問題点

社会人学生や留学生は概して極めて意欲的であり、実務経験や異なる文化を生かして一般学生をリードすることも多い。その積極的な学習態度は好ましい刺激を与えている。

将来の改善・改革に向けての方策

一般学生と基本的に同等に扱う現状を、特に変更する必要は感じていない。将来とも、積極的に受け入れていきたい。

(4)研究指導等

a.教育課程の展開ならびに学位論文の作成等を通じた研究指導の適切性

現状の説明

入学時に決まっている演習指導教授の指導にしたがって、院生は、1年次において、専修科目の演習と特殊研究計8単位を含む16単位以上を修得し、2年次においては、専修科目の演習と修士論文にできる限り集中するように指導している。修士論文の作成も、ほとんどの教員が、演習時間以外にも、随時報告させて、進捗状況を観察して、指導している。

点検・評価 長所と問題点

大半の院生が、1年次に専修及び専修に関連する科目において24単位程度を修得しており、2年次では、専修科目の演習と修士論文にできる限り集中するようになっているのは指導通りであつて、効果を発揮している。院生の数が少ないので、教員の指導が行き渡るのは、大きな長所である。むしろ学生間の交流が少ない方が問題である。

将来の改善・改革に向けての方策

特になし。院生は、指導教授の研究内容にいわば「憧れて」入ってくるわけで、専修科目の学習や修

士論文の作成において、直接の個人指導が受けられることは大変良い。修士論文の指導において、他の教員の指導も受けることを可能とするような方策は、今後の検討課題かもしれない。教員スタッフの充実が、教育課程の内容と指導を豊かにする最も基本的な方策であるが、それには費用と学部との関係がある。

b. カリキュラムの趣旨・内容を具体的に実現するための研究指導の適切性

現状の説明

入学時にオリエンテーションを行い、かつ学年始めに講義要綱が配られ、また、各院生は、指導教授と2年間の学習計画について相談することになっている。したがって、院生は、カリキュラムの趣旨・内容が十分理解できるようになっている。

点検・評価 長所と問題点 将来の改善 改革に向けての方策

オリエンテーション、講義要綱、教授の個人指導の現行システムで、十分機能を果たしている。教員によっては、受講希望学生との直接の話し合いで、講義の内容を決めているケースもあり、それは、院生の需要(要望)に応える意味で適切である。院生の数が少ないので、そのようなことが可能となっている。

c. 指導教員による個別的な研究指導の充実度

現状の説明

指導は、基本的に専修科目の担当教員(演習指導教授)が責任を持つことになっており、学生は、2年間の学習計画全般においてその指導に従うものとしている。修士論文の作成指導は、演習指導教授が行い、審査にあたっては、演習担当者が主査となり、他の教員2名を副査として、最終試験を実施している。研究指導はほとんどすべてマン・ツー・マンの個別指導である。

点検・評価 長所と問題点

演習指導教授の適切な指導により、これまで、ほぼ問題なく満足すべき成果を上げてきた。マン・ツー・マンの個別指導による長所が発揮されてきている。講義内容等に関しても、個別の院生の志望と必要に対応するように、多くの場合、授業担当教員と個々の院生との十分な話し合いによって、授業の内容や進め方等が決められており、ほぼ満足すべき結果を生んでいる。

将来の改善 改革に向けての方策

教員スタッフの、なお一層の充実が今後の課題である。

D. 法学研究科

(1) 教育課程

a. 教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連

現状の説明

一個の専攻から成っている法学研究科の教育課程は、内容として基礎法、公法、私法、社会法、国際関係法、政治学というような教科的なもので編成され(詳細な「授業科目及び単位数」については下記に「学則別表第1」を掲記)、方法として各授業科目を必修科目、選択科目に分け、これを各年次に配当して編成されている。他方、法学研究科の理念・目的は、(二)3、D.法学研究科の理念・目的・教育目標に述べているとおりであるが、以上の科目の授業を通じてこれらの目的が、日々追求されている。

点検・評価 長所と問題点

これを点検すると、以上の教育課程は学校教育法や大学院設置基準(修士課程、博士課程)に規定するところを過不足なく満たしており、それは各課程の設置目的の趣意を体現し法学研究科の理念・目的に沿っており、両者間の関連性に特に問題はないと評価することができる。法学研究科も、キリスト教主義に基づく教育を理念としている点に特色がある。この点に関しては、学問の自由と宗教教育の関係が問題となる可能性があるが、特にこれを問題点とするほどのものはない。

将来の改善 改革に向けての方策

科目編成が伝統的な分野ないし分類に従っており、現代的な先端科目、例えば無体財産権法、消費者法、金融法、法と経済等に欠けるところがあるところでは否定できない。本学では、大学院専属教員は存在しておらず、学部教員の兼担であるので、教員の確保に問題があるが、せめて臨時にでも随時、多様な分野の非常勤講師の開講が可能な方策が必要であろう。これ以外、この項目に関する改善等の問題は特にないと思われる。

b. 「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」とし、修士課程の目的への適合性

現状の説明

上記の科目編成によって上記修士課程の目的達成は可能と思われ、両者に特に齟齬はないと思われる。

点検・評価

以上を点検すると、上記 a . に述べた教育課程は、まず、広い視野に立って清深な法律学上の知識を授けるようになっている。すなわち公法、私法、社会法という実定法のみならず基礎法を、また法規範学のみならず政治学を内容とし、更に国内法に限らず国際関係法を取り込み、法律学分野における理論的な研究能力や実務的な業務遂行能力への涵養に取り組むものとなっている。次にそれは、(a)研究者と(b)専門職業人の養成に向けられたものとなっている。本来は前者の(a)目的に編成されたものであるが、後者の(b)目的にも十分適合するものとして機能している。それはその後、社会人の入学を認めている現在においても、特に支障のないものとなっている点からも肯定される。

長所と問題点

このような点検・評価によると、本研究科の教育課程がその内容と対象を広げて、その理念・目的を達成するようなものになっており、またそれに必要なものから成っているのは、一応長所と言える。ただ、進展してやまない社会の状況から見て必要である以上に、これで十分であるかはなお問題とされる余地はあるし、とりわけ(b)目的の専門職業人養成については、なお検討することは必要であろう。ただそれは、現在の教育課程そのものの問題と言うより、それが細分化された授業科目や授業内容・授業方法の問題であったり、あるいは、目的が拡大化されて(a)、又は(b)目的のみの修士課程は考えられないかの問題であったりするものである。

将来の改善 改革に向けての方策

以上のような意味で、現実焦眉の問題として、現行の教育課程そのものの改善等は考えられないように思われる。

c. 「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に

従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」とい博士課程の目的への適合性

現状の説明

本研究科の博士後期課程の教育課程は、学生が自己の専修科目について指導を受け、博士論文を作成することがすべてであり、研究指導が12単位として単位化されている。

点検・評価 長所と問題点 将来の改善 改革に向けての方策

多くの大学がそうであるように、博士後期課程の学生は一人前の研究者として自主的に研究に専念し、頻繁には教授の指導をあまゝ受けようとする者もないではない。指導を受ける博士後期課程の学生が1名ということも多く、定期的に指導を受ける機会である週一回の研究指導の時間も実際は全部は開講されないこともあるようである。研究指導の時間を真に活用し、博士論文の指導の実を上げることが期待される。

d. 学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性および両者の関係

現状の説明

ここで言う教育内容とは、主として教育課程、授業科目及び単位並びにそれらに関連することを言うものと解される。本学大学院研究科はすべて学部に基礎を置くものであるが、その教育内容は、授業科目及び単位数については、学則別表第一のとおりである。授業科目には、臨時に開講されるものがあり、授業科目の履修については博士前期課程では30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けること、博士後期課程では必要な研究指導を受け、研究指導の単位12単位を修得することとなっている。その他の授業科目の修得及び単位修得の認定の方法については、「西南学院大学大学院研究科規則」で定められている。他方、学士課程の教育内容は、法学部の点検評価報告書を見ていただきたいが、要するに、専門の学芸を教授すると共に、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮したものになっている。両者の関係は、特に意識はされていないが、大学院では、学部の各科目の習得を前提にした応用的あるいはより専門性を打ち出した科目編成がなされている。

点検・評価 長所と問題点

以上を点検するに、これらの規定内容は、基本的に大学院設置基準及び大学設置基準に沿うものであり現状としてもこれらの規定どおりに行われている。それは、特に授業科目やその履修については、現実の変化に適合するべく早急に再編に着手しているからである。とりわけ、学士課程におけるここ数年の大綱化の流れにそのことが現れている。したがって、子細に見ればかなりの違いを見せている部分もあるが、それは法学研究科、法学部自体の存立目的からくる違いであって、大綱的・基本的に見れば、法学を専攻する教育課程としては、それぞれ適切な内容を持っていると評価される。また、両教育内容の関係であるが、研究科の教育内容は学士課程の教育内容の継続という関係になっている。すなわち、後者の教育内容、とりわけ演習は1年次基礎演習(2単位)、2年次専門演習(2単位)、3年次専門演習(4単位)、4年次専門演習(2単位)として、一面で大学院をも視野に入れたものになっている。4年次専門演習は、実質的に卒業論文ないし卒業研究を内容としたものであるからである。これもまた適切なものと評価できる。上に述べたように、学士課程の教育内容に大綱化の流れがあったが、それがその上に立つ法学研究科の教育内容に変更をもたらすことはなかった。それは、基底的なところで法律学の教育課程がよく体系的に編成されていたからであると思われる。

将来の改善 改革に向けての方策

大学院専任教員は、本学法学部の教授以上が兼担するため、教える側に共通性があり自然に学部

教育と大学院教育に一貫性ないし継続性をもたらす一つの要因になっているが、それは長所であると同時に教育内容に一定の限界をもたらし、大学院学生に新しい分野に接する刺激を与える点で欠けるところがあるかもしれない。したがって、外部非常勤講師をもっと活用すること、財政的限界があるが、純粹の大学院専任教員を雇用する方策が考えられる。

e. 修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性および両者の関係
現状の説明

修士課程（本法学研究科では博士前期課程）及び博士後期課程における授業科目、単位等について、規定上のもは上掲の学則別表第1に記されている。また運用上のもは、これらの規定どおりに行われている。

点検・評価 長所と問題点 将来の改善・改革に向けての方策

これを点検評価するに、上記d.で述べたと同じように、大学院設置基準の趣旨を体している点で適切であり、その運用についても特に問題は存しないと考えられる。

f. 博士課程（一貫性）の教育課程における教育内容の適切性
本法学研究科は、一貫性の博士課程ではないので省略する。

g. 課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性
現状の説明

法学研究科に入学し修士の学位を授与されるには、「特殊講義」を22単位以上、専修科目の「演習」を8単位以上修得したうえで、修士論文を提出し、口頭試問を受けて合格しなければならない。博士の学位を授与されるには、「研究指導」を12単位以上修得したうえで、博士論文を提出し口頭試問を受けて合格しなければならない。

点検・評価 長所と問題点

これを点検してみると、上記の入学から学位授与までの教育システム・プロセスに関する規定そのものには特に問題はないと評価できる。ただ、修士の学位については、ごく例外を除いて論文提出者のほぼ全員に授与されているが、博士の学位については、本研究科の設置以来、被授与者がただ1名と言うのはどこかに欠陥があるからではないかという疑問の出る余地がある。その原因が上記の制度によるものか、実際の運用によるものか、あるいは入学者の意欲・レベルによるものか、それらが合わさったものなのか検討の余地がある。

将来の改善・改革に向けての方策

前述したが、時間割に組まれた研究指導の時間を指導教授及び学生の両方が、徹底的に活用することが必要であろう。更に、中間論文制度のようなものがあれば、少しは事情が変わるのではないかと改善策は考えられる。オール・オア・ナッシングではなく、両者間の橋渡しの役割をするものとして、学生側もあまり躊躇することなく定期的に論文を出せるし、教授側もある程度できあがったものを読むので指導しやすいという面がある。

(2) 単位互換、単位認定等

a. 国内外の大学等と単位互換を行っている大学院研究科にあっては、実施している単位互換方法の適切性

現状の説明

法学研究科においては、国内外の他大学とは単位互換を行っていない。ただし、本学大学院内の経営学研究科及び経済学研究科との間で行ってきた学内単位互換を、2000年より全研究科に拡大した。これを利用する学生は、自己の演習担当教員と当該授業科目担当教員の許可を得て、8単位以内に限り修了要件単位である30単位のうちに含めることができる。

点検・評価 長所と問題点 将来の改善・改革に向けての方策

国内外の他大学等との間の単位互換、単位認定等の問題は、最近これを導入する大学が増えてきているので、早晩、本法学研究科でも検討せざるを得ないと思われる。

(3)社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

a.社会人学生、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

現状の説明

社会人学生や外国人留学生に対しては、原則として特別扱いをしない方針なので、教育課程編成のうえで、あるいは教育研究指導をするうえで、特別な配慮はしていない。ただ、入学試験においては、一般入試とは別の入試制度を設けて、試験方法、出題、配点等で特別の配慮を行っている。

点検・評価 長所と問題点 将来の改善・改革に向けての方策

これを点検してみると、制度上特別の配慮規定を欠いている点をどう評価するか、単に担当教員の自主的な配慮に任せて良いか、という問題がありえよう。ただ、今まで特に現行の在り方で問題となったことはない。

(4)研究指導等

a.教育課程の展開ならびに学位論文の作成等を通じた研究指導の適切性

現状の説明

教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた研究指導については、基本的に(a)単位認定と(b)必要な研究指導を受けることを必須とすることにより行われている。このうち授業科目の履修については、専修科目制をとり、これを中心に研究指導が行われるようになっている。専修科目制とは、ある特定の科目を必須科目としこれをめぐり教育課程や学位論文作成等における研究指導の在り方を組み立てる制度を言う。現在、博士前期課程においては演習及び当該演習担当者の特殊講義もしくは特殊研究を、また、博士後期課程においては研究指導を専修科目としている。実際においても、これらの規定どおりが行われており、入学時にはオリエンテーションのための会合をもって指導している。

点検・評価 長所と問題点

以上のことを点検すると、基本的な点において特に過不足はなく、その内容は適切であると評価できる。とりわけ専修科目制は、大学院にとって根幹的な教育課程の展開と学位論文の作成等について求心的な役割を果たすものとして、長所を持つものと評価することができよう。他方、現実の具体的な問題となると、例えば、今の学生はなかなか指導を受けに来ない、受けても自分中心にことを運び、学位論文も中途半端なものとなっている、等のことがあるが、これらは運用上の問題とすることになる。

将来の改善・改革に向けての方策

このような現実の問題が、学位請求論文の提出の多寡・有無と関係があるとするなら、また当該論文の内容やレベルの貧富や高低関係があるとするなら、単なる運用上の問題にとどめずに、効果的な研究指導の在り方を検討する必要がある。その方向は、総合的な判断を可能とする資料・情報集めから始めることが必要であろう。

b. カリキュラムの趣旨・内容を具体的に実現するための研究指導の適切性

現状の説明

このための研究指導については、特に規程、要項、指針等があるわけではないが、実際には、いろいろと工夫して行っている。例えば、上記のオリエンテーションの実施、シラバスの作成・公表、講義要綱への各大学院担当教員の専攻分野・主な研究業績等の一覧表の掲載、研究指導のためのオフィス・アワーの設定等である。

点検・評価 長所と問題点

これを点検すると、上記の実際上の工夫には、カリキュラムの趣旨内容を具体的に周知するためのものもあり、それを効果的に実現するための研究指導が、個別の教員に任されている点を除き、組織制度的にはあまり行われていないように思われる。この点から、このような工夫による研究指導を適切であるとは評価できないように思われる。

将来の改善 改革に向けての方策

このような評価問題点であるとするなら、将来この実現のための研究指導の在り方を要項、指針、了解事項等何らかの形で文書的にまとめ、それを研究科委員会で了承し、そのうえで組織制度的に動き出すということが考えられる。それまでには事実上そのための研究指導を行い、その積み重ねを制度化するというのがよいであろう。

c. 指導教員による個別的な研究指導の充実度

現状の説明

指導教員の個別的な研究指導は、主として指導を受ける学生だけから成る、週1回の「演習」の時間を通じて行われている。更に、他の学生と一緒に指導を受ける「特殊講義」においても参加人数が全体として多くない場合は、演習とあまり変わらない指導の時間であることに変わりはない。

点検・評価 長所と問題点

以上のように、研究指導の制度は一応整っていて、充実していると評価される。とりわけ大学院における教育課程での各教員の自主性は重要であり、拘束性になじまないものである。各教員の自由な創意工夫に任せざるを得ない面がある。問題は、実際の充実度であるが、各指導教員に任されている事なので、その充実度を測る手がかりがないが、学生の研究成果である論文の審査を通じて、各教員の研究指導の充実度を推測することはある程度可能である。修士論文は、最近、その質が向上しつつあり、かなり充実した指導が行われていると推測できる。博士論文は、提出自体がほとんどないことが問題点かもしれない。

将来の改善 改革に向けての方策

この問題は、学生側からも提起される可能性のあるものなので、要望・不満を聞くことを検討課題にする必要がある。更に、最低限の了解事項（例えばオフィス・アワーを設けること）は必要であろう。次にそれとは別に研究指導の充実度を測る基準は設定できないか、それができた場合、年に一度でもいいから各教員の研究指導の創意工夫を持ち寄って相互に点検評価する機会（会合）を持つようなことは考えられないかということについても今後の検討課題である。